

(別紙1)

理容出張先一覽名簿

出張理由

- 四、五、六、七

 1. 疾病その他の理由により、理容所に来ることのできない者に対して理容を行う場合
 2. 婚礼その他儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
 3. 理容所のない山間又はへき地に居住する者の求めに応じて、その居宅で理容を行う場合
 4. 児童養護施設、養護老人ホームその他これらに類する施設からの求めに応じて、その入所者に対して理容を行う場合
 5. 特に出張して業を行うことがやむを得ないものとして市長が定める場合